

## 伊佐市地域公共交通計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 公募型プロポーザル実施の目的

伊佐市においては平成22年度に策定した伊佐市地域交通総合連携計画に基づき、公共交通に対するニーズに合わせ運行を維持してきた。

しかし、少子高齢化や人口減少等による公共交通利用者の減少や全国的な運転手不足の深刻化に加え、2020年から世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通の維持は容易では無くなっている。さらに、運転免許証返納により、自動車などの移動手段を持たず、公共交通に頼らざるを得ない高齢者などの交通手段の確保は今後さらに深刻な問題となっていくことが予想される。

一方で、地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光振興、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらすことが期待されている。

こうした状況を踏まえ、まちづくり、医療・福祉及び観光振興等の多角的な観点から、利便性と効率性のバランスの取れた、持続可能な交通網を構築することを目的として、伊佐市の交通政策に関する課題の解決に向け、地域公共交通のマスタープランとなる「伊佐市地域公共交通計画」の策定が必要である。

ついては、本計画策定業務を円滑、効率的かつ適切に進める上で業務の一部を事業者へ委託するにあたり、最適な者を委託事業者を選定することを目的として、公募型プロポーザルを実施する。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

伊佐市地域公共交通計画策定支援業務委託

#### (2) 業務仕様

伊佐市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書

#### (3) 委託期間

契約日から令和5年3月17日（金）まで

#### (4) 委託金額

上限額 9,900千円（消費税含む。）

#### (5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 伊佐市における当該業務に係る競争入札参加資格を有し、かつその期間中に指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申し立てがなされた者であっても、参加申し込み時点において裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者は、この限りではない。

- (4) 本業務に関する十分な実績及び能力を有し、かつ、当該事業を適正に実施できること（過去5年以内に、本市と同規模程度以上の自治体において本計画又はこれに類する計画の策定業務を受託した実績を有していること。また、受託者は、業務に当たり行政計画に精通し、かつ、本計画と同様の計画の策定を経験したことがある職員を事務局と直接調整を行う主任担当者として当たらせること。）。

#### 4 参加申込み・提案書等の提出

##### (1) 提出書類及び部数

提出書類及び部数は、別紙「提出書類の作成について」のとおり。

##### (2) 留意事項

副本については、添付した表紙を除き、参加事業者が特定できるような名称、ロゴマークは使用しないこと。

##### (3) 提出方法

持参又は郵送により提出。郵送する場合は、「特定記録郵便」又は「簡易書留」とし、提出期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

##### (4) 提出先

「10 問合せ先」に同じ。

##### (5) 提出期限

- ① 参加申込み 令和4年5月31日（火） 午後5時（必着）
- ② 提案書類 令和4年6月13日（月） 午後5時（必着）

#### 5 質問の受付及び回答

##### (1) 提出方法

別添の質問書（様式7）により、電子メールにて提出。また、提出時には、別途、電話によりメールの受信確認を行うこと。なお、電子メール以外での質問の受付は行わない。

##### (2) 提出期限

令和4年5月31日（火） 午後4時まで（必着）

##### (3) 提出先

「10 問合せ先」に同じ。

##### (4) 回答方法

電子メールにより随時回答。また、共通に提供すべき情報である場合は、質問及び回答の内容を全応募事業者に周知する。

#### 6 受託候補者の選定手順

審査は、「伊佐市地域公共交通計画策定支援業務に係る業者選定委員会」において、提案書等の提出された書類及びヒアリング等の内容を審査し、本業務に最も適していると認められる事業者を選定する。ただし、評価得点が60%未満であった場合は、最高得点獲得者であっても候補者として選定しないものとする。

また、応募事業者が1社のみであっても選定委員会において審査を行い、評価得点が60%以上の場合は候補者として選定する。

##### (1) 資格確認審査

参加申込み時に提出された書類により参加資格確認を行い、参加資格審査結果通知書を通知する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

① 日時・場所 令和4年6月中旬～下旬・市庁舎

※ 別途通知。新型コロナウイルス感染症の状況によっては、オンライン開催とする。

② 説明時間 プレゼンテーション20分以内 質疑応答10分程度

③ 説明者 3名以内

④ 留意事項

- ・ プレゼンテーション及びヒアリングに使用する資料は、既に提出済みの提案書等のみとし、新たな資料等の提示は認めない。
- ・ プレゼンテーションに必要な機器は参加者が用意すること。プロジェクター及びスクリーンについては事務局で準備を行う。
- ・ プレゼンテーションの資料には、参加者を特定することができるような表示及び表現をしないよう留意すること。
- ・ 欠席の場合は、辞退とみなす。

(3) 評価基準

評価項目及び配点は、次のとおりとする。

① 実施体制・業務実績に関する事項 35.0点

② 企画提案書に関する事項 60.0点

③ 参考見積に関する事項 5.0点

7 全体にかかる留意事項

(1) 本プロポーザルに係る経費は、すべて参加者の負担とする。

(2) 企画提案書は1事業者につき1案とする。

(3) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認められない。

(4) 提出された書類は返却しない。

(5) 企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、協議会が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(6) 企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合、速やかに事務局へ連絡すること。(様式6を提出)

(7) 失格

次の条件のいずれかに該当する場合には、失格となる場合がある。

① 提出資料等が本要領の提出方法や条件に適合しない場合

② 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合

③ その他、本要領に違反すると認められた場合

④ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

⑤ 契約締結までの間に指名停止の措置や指名除外の措置を受けた場合

8 契約・その他

(1) 契約の締結

受託者として選定された者と見積合わせを行った上で契約手続きを行う。受託者として選定された者は、本プロポーザルの審査の結果、最適な契約先相手として選定された者であり、契約手続きの完了までは発注者との契約関係が生じるものではない。

(2) 契約に係る業務内容

契約に係る業務内容は、別途、仕様書に定める。なお、契約締結の際に、プロポーザルの内容に即して仕様書の変更を行う場合もあり得るが、提案が必ず仕様  
に反映されるわけではない。

## 9 実施スケジュール

	内 容	期間等	備 考
1	実施要領、仕様書公表 (募集開始)	令和4年5月23日(月)	市ホームページ
2	質疑の受付締め切り	令和4年5月31日(火) 午後4時まで	電子メール
3	質疑への回答	随時 全応募事業者への周知は 令和4年6月3日(金)	電子メール
4	参加申込み	令和4年5月31日(火) 午後5時まで	持参・郵送
5	参加資格確認結果 通知書等送付	令和4年6月3日(金)	電子メール
6	提案書等の提出期限	令和4年6月13日(月) 午後5時まで	持参・郵送
7	プレゼンテーション	令和4年6月中旬～下旬	※予定
8	結果通知送付・ 選定結果公表	令和4年6月下旬	※予定

## 10 問合せ先

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里2845番地2  
 (大口ふれあいセンター2階 伊佐市地域振興課内)  
 伊佐市地域公共交通活性化協議会事務局  
 TEL：0995-29-4113 (地域振興課直通)  
 0995-23-1311 (伊佐市役所代表・内線：322)  
 FAX：0995-22-9420 (地域振興課専用)  
 E-mail：shinkou@city.isa.lg.jp